九州地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成27年４月１日

九州地方整備局長　金尾　健司

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道３号	熊本県熊本市北区四方寄町字内鶴576番２から熊本県合志市須屋字下屋敷521番１まで
一般国道３号	鹿児島県阿久根市脇本字善筑5748番１から鹿児島県阿久根市鶴川内字上野畑139番１まで
一般国道３号	鹿児島県薩摩川内市高江町字田中2463番１から鹿児島県薩摩川内市尾白江町字鳥越7724番１まで
一般国道10号	宮崎県延岡市北川町長井字竹瀬5218番１から宮崎県延岡市北川町長井字坂本5288番１まで
一般国道57号	大分県豊後大野市大野町田代字西ノ久保1098番１から大分県豊後大野市朝地町下野字上牛ヶ迫144番１まで
一般国道497号	佐賀県唐津市浜玉町大江字大江前261番６から佐賀県伊万里市南波多町谷口字立山292番１まで
一般国道497号	佐賀県伊万里市山代町久原字伊勢越4276番２から長崎県松浦市今福町浦免字田川原152番１まで
東九州自動車道	大分県佐伯市大字上岡字北ノ迫2587から大分県佐伯市蒲江大字森崎浦字園地後599番１まで
東九州自動車道	鹿児島県鹿屋市串良町細山田字十三塚5499番７から鹿児島県曽於市大隅町岩川字鳥居川7881番５まで

２　指定する期日　平成27年４月１日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さに応じ、最大25トンである道路を下記のとおり指定する。

平成27年４月１日

九州地方整備局長　金尾　健司

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道３号	熊本県熊本市北区四方寄町字内鶴576番２から熊本県合志市須屋字下屋敷521番１まで
一般国道３号	鹿児島県阿久根市脇本字善筑5748番１から鹿児島県阿久根市鶴川内字上野畑139番１まで
一般国道３号	鹿児島県薩摩川内市高江町字田中2463番１から鹿児島県薩摩川内市尾白江町字鳥越7724番１まで
一般国道10号	宮崎県延岡市北川町長井字竹瀬5218番１から宮崎県延岡市北川町長井字坂本5288番１まで
一般国道57号	大分県豊後大野市大野町田代字西ノ久保1098番１から大分県豊後大野市朝地町下野字上牛ヶ迫144番１まで
一般国道497号	佐賀県唐津市浜玉町大江字大江前261番６から佐賀県伊万里市南波多町谷口字立山292番１まで
一般国道497号	佐賀県伊万里市山代町久原字伊勢越4276番２から長崎県松浦市今福町浦免字田川原152番１まで
東九州自動車道	大分県佐伯市大字上岡字北ノ迫2587から大分県佐伯市蒲江大字森崎浦字園地後599番１まで
東九州自動車道	鹿児島県鹿屋市串良町細山田字十三塚5499番７から鹿児島県曽於市大隅町岩川字鳥居川7881番５まで

２　指定する期日　平成27年４月１日

北海道開発局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成27年４月１日

北海道開発局長　岡部　和憲

１　指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
北海道横断自動車道黒松内釧路線	北海道十勝郡浦幌町字栄穂90番１から同道白糠郡白糠町ヌイベツ35番17まで
一般国道236号	北海道河西郡更別村字更別南１線86番１から同道中川郡幕別町忠類共栄１番１まで
一般国道278号	函館市桔梗町435番85地先から同市赤川町199番４地先まで

２　指定する期日　平成27年４月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成27年４月１日

北海道開発局長　岡部　和憲

１　指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
北海道横断自動車道黒松内釧路線	北海道十勝郡浦幌町字栄穂90番１から同道白糠郡白糠町ヌイベツ35番17まで
一般国道497号	佐賀県唐津市浜玉町大江字大江前261番６から佐賀県伊万里市南波多町谷口字立山292番１まで
一般国道497号	佐賀県伊万里市山代町久原字伊勢越4276番２から長崎県松浦市今福町浦免字田川原152番１まで
東九州自動車道	大分県佐伯市大字上岡字北ノ迫2587から大分県佐伯市蒲江大字森崎浦字園地後599番１まで
東九州自動車道	鹿児島県鹿屋市串良町細山田字十三塚5499番７から鹿児島県曽於市大隅町岩川字鳥居川7881番５まで

２　指定する期日　平成27年４月１日

一般国道236号	北海道河西郡更別村字更別南１線86番１から同道中川郡幕別町忠類共栄１番１まで
一般国道278号	函館市桔梗町435番85地先から同市赤川町199番４地先まで

２　指定する期日　平成27年４月１日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

告　示

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成27年４月１日に下記の日本工業規格を改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成27年４月１日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

改正された日本工業規格

歯科用多目的超音波治療器及びチップ	T5750
歯科用根管長測定器	T5751